第129回自賠責保険審議会一諮問

金 監 第 87 号 平成23年1月20日

自動車損害賠償責任保険審議会 会 長 山 下 友 信 殿

金融庁長官 三國谷 勝範

自動車損害賠償保障法第33条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

- 1.自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を平成23年4月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
- 2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
- 3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
- 4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済 掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更する ことについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

第129回自賠責保険審議会-答申案

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷 勝範 殿

自動車損害賠償責任保険審議会 会長山下友信

平成23年1月20日付金監第87号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下 記のとおり答申する。

記

1. 現行の自動車損害賠償責任保険の基準料率は、平成19契約年度までの累計収支残 及び平成19年度までの累積運用益を還元することを前提に、平成20年4月に引き 下げられた料率である。その際、純保険料率の予定損害率については、133.8% を見込んでいた。

しかるに、平成22年度の料率検証結果では、平成23契約年度の純保険料率の損害率は、予定損害率を超える139.9%と想定され、現行の基準料率を続けた場合には、平成24年度には、発生運用益で累計収支の赤字を補てんしきれなくなることが確実となっている。

このため、平成20年4月の料率変更時に前提とされた、平成24年度までの5年間を収支均衡期間とする枠組みは維持しつつ、純保険料率に関して、今年度の検証結果により前回変更時の見込みとの乖離が明らかとなった部分については、これを調整するための引上げを行うことが適当である。これにより、平成25年度に本来の料率水準に戻すための料率の変更を行う際に、契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和することが可能となる。

したがって、基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。届出にかかる基準料率を平成23年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

- 3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。
- 4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。